

日ソ関係とわが北方領土

北方四島の一括返還が日ソ友好の必要条件

田 村 幸 策

ドイツの領土問題との差異

第二次大戦に起因する領土問題で今日なお未解決に残っているのは、日本とドイツのみである。しかしドイツの場合、ドイツ側から独ソ不可侵条約を破ってソ連に戦争を仕掛けた結果発生した領土問題だが、日本の場合は全然その逆であって、ソ連側から有効中の日ソ中立条約を破って、日本に戦争を仕掛けた結果発生した領土問題たる両者の性格に、根本的な差異の存在することを、ソ連政府に承認させることが、日本にとって領土回収の先決条件でなければならない。独ソ戦争ではドイツが侵略者だが、日ソ戦争ではソ連自身が侵略者であるから、もしソ連がドイツの侵略からうけた被害に対し、ドイツに賠償や領土を要求することが正しいとすれば、ソ連の侵略をうけた日本が人的および物的被害に対し、ソ連に賠償や領土を要求しうるものが正義の要求でなければならない。殊に況んや、ソ連は「自

国のためには利得を求めず、また領土的拡張の念ももたない」、とのポツダム宣言第八項（カイロ宣言を確認した条項）の拘束をうけているのみならず、連合国共同宣言において、「領土的その他の膨張を求めず、領土の変更は関係国人民の自由に表明した希望と一致しないものは行わない」との約束をも行っているにおいておやである。

三つのグループ

北方領土は、条約上の地位を異にする三つのグループに分かれている。

第一は歯舞群島と色丹島であって、日ソ共同宣言により既にソ連がその「引き渡し」を約束している領土である。しかし不幸にしてその引渡は「平和条約の成立」を条件としている関係上、平和条約そのものの締結が、ソ連の自由意図に依存する以上、そんな条約の可能性に依頼することは百年河清を待つに均しい。

第二は国後、択捉であって、対日平和条約第二条により、日本が権利を放棄した「千島列島」のうちに含まれない領土である。平和条約にいう「千島列島」（クリール諸島）とは、日本政府が前後二回の日露条約によって、ロシアの領土たることを承認した、ウルップ島以北の一八島を意味し、日本の固有領土たる国後、択捉は含まれないとの解釈に基づく領土である。日本政府のこの解釈は、アメリカ政府から一九五六年九月七日の対日覚書によって裏書きされている。元来国後、択捉は日本の漁民が平穏、公然、善意、無過失に定着した土地であって、カイロ宣言にいう、日本が「暴力と強欲によって略取」した領土に該当しないことはいうまでもなく、また両島には歴史上かつて日本人

以外のいかなる民族（ロシア人を含む）も定住した事実もなければ、日本国以外のいかなる国（ロシアを含む）の主権下にあった歴史もない。

第三のグループは、日本が平和条約で放棄した一八島からなる中部および北部千島と南樺太とであるが、これら領土の「帰属先は故意に規定されておらず」、ダレス代表によるとその最終的処分は、「平和条約以外の国際的溶剤によって疑問を解決するために、将来に残すことが賢明なコースである」と説明されている領土である。

ヤルタ協定の性格と法的効力

日本政府がソ連から領土問題は「解決済み」だとの公式声明を最初にうけたのは、一九五五年六月二十四日ロンドンの松本・マリク第五回予備会談で、その根拠はヤルタ協定、ポツダム宣言、一般命令第一号、マッカーサー指令第三号の四種であったが、翌一九五六年八月三日モスクワの重光・シェピロフ第二回正式会談で、更に対日平和条約と日露戦争との二種の根拠が追加され、現在ではソ連側の解決の根拠が六種になっている。

ヤルタ協定が当事者にとってどんな効力をもつかは別として、第三者たる日本に対しなんらの義務を負わせないことだけは、国際上の大原則として動かしえない。しかるに当事者たるアメリカは、前後五回にわたり、ヤルタ協定がソ連の主張するような性格と効力をもつものでないことを説明している。

第一回は、一九四五年戦勝国間に日本の占領地区を割当てた「一般命令第一号」に、ソ連に割当てられた地区から

千島列島が洩れていたところ、スターリンの強い要求によりトルーマン大統領は千島の追加に同意すると同時に、「千島列島全部の処分は平和会議で決定されねばならないこと、私の前任者ルーズベルト大統領がヤルタでこれらの諸島を取得せんとするソ連を、平和会議で支持する約束を行っていることは承知している」と平和会議が本問題解決の最終機関だと返電したことであって、ヤルタ協定に基づく米国の義務は、日本領土の最終処分を行う平和会議で、ソ連の希望を支持する以外のなにものでもなかった。しからばなぜ、米国は平和会議で、ソ連の希望を支持しなかったのかの理由は後述する。

第二回は、対日平和会議でダレス代表から「日本との平和条件に関しては若干の連合国間に私的了解事項(ヤルタ協定、カイロ宣言など)があるが、それによって日本も拘束されなければ、それに参加しない他の連合諸国も拘束されない。全体としての連合諸国と日本とを拘束する唯一の国際協定は、ポツダム宣言あるのみ」との説明である。これは「条約は第三者を害せず利せず」との国際法上の大原則を確認したものである。

第三回は、ダレス代表が米国上院で「対日平和条約こそ米国がヤルタ協定を明白に放棄した最初の公式行為である。対日平和条約はヤルタ協定を破っていない。なぜならヤルタ協定は既に破られており、しかもソ連によって破られているからである。対日平和条約はヤルタ協定から離れ、ヤルタ協定を無視していると言いうるが、対日平和条約こそ、米国がヤルタ協定から発生する義務から全面的に解放されたことを認めた最初の公式行為である。ヤルタ協定は南樺太と千島を平和条約の下においてソ連に引き渡すつもりであった。しかるに、ここに提出された平和条約はヤルタ協定の規定を履行していない。これは故意にそうしたのであって、理由は『ヤルタ協定を破る罪を犯したソ連自身』が、汚れた手をもって、ヤルタ協定の利恵を要求しうるとは考えなかったからである。ソ連のヤルタ協定違反は

ヨーロッパに関してのみでなく、アジア自体に関しても行われている。ソ連はヤルタ協定において中国の国民政府を承認し、国民政府と交渉する約束を行っている。その約束に従ってソ連は一九四五年八月国民政府と条約を結び、それによって排他的に中国の中央政府としての国民政府に援助と軍需物資の提供と精神的支持とを与える約束を行っている。しかるにその舌の根の乾かぬうちに、ソ連政府は満州において莫大な資材を毛沢東の共産政権に引き渡したのである。私（ダレス）は一九五一年の国連総会でこの問題を提起したが、ソ連は目にあまるこのヤルタ協定違反を正当化するなんらの試みも行わなかった。かかる事態なので、対日平和条約起草の主たる責任を負った米国その他の自由諸国は、この条約によって南樺太と千島とに対する権原を、ソ連に与えるいかなる義務も負っているとは考えなかった。事実対日平和条約はそんな権原を与えていない。事実この条約はこれに署名しないいかなる国も、この条約の下においていかなる利益も取得しえないと規定している（第二五条）。ソ連はこの条約に署名しなかったため、取り返しのつかない機会を失い、この条約の下において南樺太と千島に対する権原を請求する権利を自ら放棄したわけだ」との答弁を行い、ソ連のヤルタ協定違反によって、同協定は既にその法的効力を失っていた、との主張であるが、ソ連はダレスのこの主張に対し、これを否定するなんらの措置もとっていない。

第四回は、米国上院が対日平和条約の批准に同意するに当たり、「この条約とその批准に対する上院の助言と同意とは、一九四五年二月十一日の日本に関するいわゆるヤルタ協定に含まれるソ連に有利な規定を、米国が承認したことを意味するなものもない」と全面的にヤルタ協定の効力を否認した決議を行い、この決議を米国政府の批准書に添付して、平和条約の署名国全部に通告したことである。

第五回は、一九五四年九月二十五日、米国が対ソ覚書で、「ヤルタ協定は千島列島であれ、他のいかなる領土であ

れ、およそ日本のいかなる領土であれ、ソ連政府が一方的に取得し、占領し、主権を行い、また占有する権利を取得する条項を含むことを意図されなかつたし、事実そんな条項は含まれていない。ヤルタ協定はソ連も常に十分承知するごとく、ソ連が対日戦争に参加する場合、戦争終結の最終的平和取極に際し、『従前、帝制ロシア政府が領有』していた、若干の日本領土の返還を求めるソ連政府の主張が支持されるべきであるとのソ連首相の提案に、米国大統領と英国首相とソ連政府と、それぞれの自国憲法上の権限内で行動し、見解を表明した覚書に外ならない。対日平和条約こそ、ヤルタ協定の当事者が当時考えついた、最終的平和取極を構成するものと意図されたものである。米国がヤルタ協定で負ったかも知れない約束の関する限り、対日平和条約がそのような約束の完全履行を構成するものである」と、この問題にトドメを刺したことである。

ヤルタ協定は日ソ中立条約違反

ソ連がヤルタ協定で米英に与えた対日戦争への「参戦」の約束は、その四年以前、ソ連が日ソ中立条約で日本に与えた「対日不戦」の約束を破らなければ履行できない道理である。この法理を知悉するスターリンは一九四五年七月二十九日ポツダム会議出席中、病氣と称してモロトフを代理にトルーマン大統領を訪問せしめ、「アメリカ、イギリスその他の連合諸国から『文書』をもって公式にソ連の対日戦争参加を要請してくれ」と申し込ましめた。大統領は「スターリンのこの提議は、あたかもソ連の参戦が、対日戦争に勝利をもたらす決定的要因をなすかのごとく、装わ

んとする皮肉な外交上の工作である。米国は永い苦い勇敢な努力による戦果を、これに参加しないロシアに摘み取られたくなかった。米国にもその他の連合諸国にも、ソ連に日本との中立条約を破る理由を提供する、いかなる義務もなかった」と書き残している。バーンズ國務長官も「ソ連はドイツとの間に日本と同様な不侵略条約を結んでいたが、この条約はドイツ側から破ってきた。今度はソ連側から日本との中立条約を破らんとするのであるが、米国としてはソ連に、日本との中立条約を破れと要請する、立場におかれたくなかった。ソ連は数カ月以前、日本に対し中立条約の廃棄を通告したが、中立条約はなお将来一カ年近く有効に存続するものであった。特に東ドイツにおけるソ連の行動、ポーランド、ブルガリア、ルーマニアにおけるソ連の『ヤルタ協定違反行為』に鑑み、ソ連の対日戦争参加は好ましくなかった」と手記している。

したがって大統領のスターリン宛公式回答には、やがて発効する国連憲章に基づく常任理事国としての義務（憲章第百六条と第百三条）に、ソ連の注意を喚起するにとどめ、別に大統領から私信で「スターリンが対日戦争に参加する理由として、右の公文を利用するか否かはかれの自由であって、他の理由または根拠によってかれの行動を裏付けんとするならば、それでも異存はない」と申し添えた。事実スターリンは大統領の公文を利用せず、全然別個の理由で対日宣戦を行った。

ポツダム宣言の性格とソ連の義務

ポツダム宣言が「日本国の主権を本州、北海道、九州、四国と連合諸国が決定する諸小島とに局限すること」、また「太平洋の委任統治地を奪い、満州と台湾および澎湖島とを中国に返還し、朝鮮を独立」さすことを規定しているのは事実だが、連合諸国が日本に残す「諸小島」を決定した事実のないことも、日本政府の質問に対し、米国政府の否定的回答によって明かである。

元来ポツダム宣言はカサブランカ方式のごとく無条件降伏では、日本が抵抗をやめないというので、「七カ条の降伏条件」を示し、日本の早期降伏を促した「降伏誘引状」たる性格をもつこと、あたかも第一次大戦当時ドイツがウイルソン大統領の十四カ条の和平条約を受諾して降伏した先例と軌を一にする。当時ドイツ領土の最終的処分は、ドイツがベルサイユ条約に調印して初めて解決されたごとく、日本領土の最終的処分も対日平和条約によらねばならない。ポツダム宣言は日本とソ連の双方を拘束する唯一の文書だが、そのポツダム宣言の一部を構成するカイロ宣言には、「三大同盟国（参戦後のソ連が加盟して四大国）は、自国のために利得を求めず、また領土拡張の念ももたない」とあることを重ねて強調したい。

対日平和条約第二五条

対日平和条約第二五条には、「この条約に署名かつ批准しない国（たとえばソ連）に対しては、いかなる権利、権原または利益を与えるものではない。また日本のいかなる権利、権原または利益もこの条約のいかなる規定によっても、かかる国のために減少または損傷されるものとみなしてならない」と明記している。これは「条約は第三者を害せず利せず」とのローマ法に由来する大原則を再確認したものだ。この法則の正当性はただ単に「契約法の一般的理念に基づくのみならず、国家の主権と独立とに基礎をもつことにある。各国の慣行、国際裁判所の判決、並びに法学者の著書に、この法則を認めた多数の証拠が発見される」とは国連総会が設けた「国際法委員会」の見解である。

その結果、日本が平和条約で帰属先を示さず放棄した領土は、平和条約の「当事国」との関係においては無主の土地また主権に空白状態を生じた土地かのごとく見えるが、平和条約の「非当事国」（たとえばソ連）との関係においては、依然として日本の主権下にあるという二重構造になっている。故にソ連は決して無主の土地を「先占」しているのではなく、日本領土の「不法占領」をつづけつつあるものと解釈せざるを得ない。

ヤルタ協定を全面的に否認した前述の米国上院の決議によると、「対日平和条約には日本が一九四一年十二月七日（日米開戦のワシントン時間）に保有していた南樺太とその隣接諸島、千島列島、齒舞群島、色丹島、その他いかなる領土、権利または利益に関する日本または連合諸国の権利、権原または利益を、ソ連に有利に減少または損傷さ

れ、またそれに関するいかなる権利、権原または利害をソ連に与えるものとみなしてならない」と疑問の余地を残さず、平和条約二五条の原則を再確認している。対日平和条約こそソ連の主張とは逆に、南樺太並びに中部および北部千島に対する日本の発言権を留保しているものと解釈しなければならない。

日露戦争とレーニン論文

一九六一年十二月十二日フルシチョフは池田首相宛書簡で、「日本政府は一八五五年の下田条約と、一八七五年の千島樺太交換条約とを引用するが、両条約は北方領土とは無関係なること、一九〇四年の日露戦争で日本がロシアを背信的に攻撃した行動によって、日本は右両条約を破り、自ら両条約を援用する権利を失った」と申し入れた。

この主張は既に一九五六年モスクワの重光・シエピロフ会談で、ソ連側から初めて持ち出されたものだが、この主張を裏切る次のごとき重大な歴史をソ連は忘れていゝる。一九〇四年二月八日（二月六日日露戦争に先ち両国は国交断絶）ロシア皇帝は、旅順の極東総督アレクシエフに対し、「もし朝鮮の西方で、日本の艦隊が北緯三九度を越えて北上したら、貴下は日本からの第一撃を持つことなく、かれらを攻撃してよろしい。朕は貴下を信頼する。神は貴下をお助け下さる」との電訓を下している。

日本の連合艦隊所属の駆逐艦白雲が、旅順港内の戦艦ツァザレウイチとレトビザン、軽巡洋艦パルラーダに、魚雷を命中させたのは「二月九日零時二八分」であった。フルシチョフが日本の「背信的攻撃」とはこの魚雷攻撃を指

すが、当時もし日本が先制攻撃を行わなかったならば、逆にロシア側から攻撃をうける情勢にあった。この攻撃は国際法上も、日本側の背信的行動ではなく、ロシア側の怠慢であった。その証拠は現在のソ連政府が神君と仰ぐレーニンが一九〇五年一月十四日、「旅順の陥落」（一月一日陥落）と題する論文で「この敗北はブルジョアを驚かしたが、プロレタリアには喜びの原因である。ロシアの専制政治が蒙った軍事的敗北は、ロシアの全政治制度の崩壊を意味する。旅順の陥落はツァー政権が行った犯罪の偉大な歴史的結果である。ロシアにおける自由と社会主義へのプロレタリア闘争とは、主として専制政治の軍事的敗北に依存し、それによって促進される。この『植民地戦争を始めたのはロシアの専制政治』であって、ロシア人民ではない。不名誉な敗北を蒙ったのも、ロシアの専制政治であって、ロシア人民ではない。専制政治の敗北によってロシアの人民は利益をえた。旅順の降伏はツァーの降伏の前奏曲だ」と歓喜している。しかのみならずレーニン死去四カ月後の一九二四年五月、ソ連政府は全然自発的に公文をもって国際連盟に対し、「一九〇四年日本の水雷艇が旅順のロシア艦隊を攻撃したことは、法律の見地からは明かに侵略的行為であるが、政治的に言えば、それは帝制ロシア政府の日本に対する侵略政策によって引き起こされた行為である。日本としては予め危険をさけるため、その反対者に最初の一撃を加えたのである」との正直だが奇妙な通告を行っている。この通告はレーニン思想を相続したもので、共産政権はツァー時代のロシアが行ったすべての侵略行為に対し、責任を負いえないことを天下に示さんがためであった。

従って一九四五年九月二日スターリンがソ連国民に対し、「日露戦争でのロシア軍の敗北は、ロシア人の精神に深甚な印象を与え、ロシアの歴史における汚点であった。ロシア人民は日本が敗北してその汚点が一掃される日の来ることを信じ、それを待っていた。われわれ古い世代の者は四十年間この日を待っていた。そうして今やその日がき

た」と布告したことは、レーニン党の正統路線に背反する思想であって、ハント教授が正しく指摘するごとく、「どんなボルシェビキも一九四五年までは、こんなことは言えなかった」のである。この意味でスターリン布告とともに、フルシチョフ書簡はレーニン主義の反逆である。

一般命令第一号と指令第三号

ソ連は、太平洋戦争で敗北した日本を占領した軍が発した「一般命令第一号」によって、戦勝諸国間に割当てられた日本の占領地区の領土主権が、直ちに各占領国に移転する法的効力をもつかのときグロテスクな主張を行ったので、米政府は一九五七年五月二十三日の対ソ覚書で「一般命令第一号は日本のいかなる領土に対する主権も、ソ連その他いかなる政府に移転する規定も含んでいない。齒舞、色丹、国後、択捉を占領するソ連の行動は、一般命令第一号によっても、またソ連が米政府その他の連合諸国政府と結んだいかなる協定によっても、権原づけられてもいなければ、またいかなる協定とも一致するものでない。殊に占領後これらの島々から日本の先住民を放逐し、連合国政府および日本国政府の同意も承認もえずして、これらの島々のみならず、他の日本領土（南樺太および中北部千島列島を指す）までソ連領に編入するソ連の行動は、国際的に非合法的行為を構成するのみならず、他の連合諸国との協定違反でもある。況んや、ソ連がかかる領土に対し権原を要求し、かかる領土にソ連の官憲が引き続き存在することの無効かつ非合法なるにおいておやである」とソ連の不法占領たることを力説している。

ソ連はまた一九四六年一月二十九日、マッカーサー司令部が日本政府に与えた指令第三号に「政治上または行政上、日本から分離する若干の外廓地域」のうちに「千島列島と歯舞群島」が含まれているとの理由で、これらの諸島がソ連の主権下に入ったものと主張した。しかし指令第六項には、「この指令のいずれの条項もポツダム宣言第八条にいう小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してならない」と日本領土の処分とは無関係な事実を明かにしている。

グロムイコ代表は一九五一年、「対日平和条約の締結には当然日本と幾多の領土問題を決定せねばならない」と声明し、一九五六年にはソ連政府を代表して「領土問題を含む平和条約締結に関する交渉継続に同意する」との書簡を日本代表に送っている。

「解決済み」とはどこでどうして解決されたか、改めて理由を聞かざるをえない。

ともかく日ソ間の領土問題は複雑のようだが、実は平和条約第二条で日本が放棄した「千島列島」とはウルップ以北の十八島を意味するとの日米両国政府の一致した解釈にソ連が同意すれば、対日平和条約を改訂する必要もなく、簡単に解決されることを強調したい。

ソ連の歴史的膨脹主義

アレックス・インクルズによると、「帝制時代のロシアは一五世紀の終わりから一九世紀の終わりまでの四百年間に、毎日平均五〇平方マイルの割合いで領土の拡張を行っている」とある。

またフレデリック・シューマン教授は、「帝制時代のロシアは過去三百年間に、一日平均一五〇平方キロの割合いで領土を拡大している」と別の計算をあげている。

現に第二次世界大戦におけるソ連は、領土にして二六四、〇〇〇平方マイル、人口にして二四、〇〇〇、〇〇〇の略奪をたくましくしている。

かくして現在、地球の六分の一の土地を併呑し、世界最大の領土所有国になったのが今日のロシアである。真に「領土の鬼」ともいうべき姿だが、問題は果たしていかなる「手段方法」によってかかる異常な拡張を遂げえたかになければならないのである。

カール・マルクスによると、「ピーター大帝以後のロシアが併呑した領土はベルリン、ドレスデン、ウィーン方向に約七〇〇マイル、コンスタンチノープル方向に五〇〇マイル、ストックホルム方向に六三〇マイル、テヘラン方向に一、〇〇〇マイルの拡張を遂げている。ロシアがスウェーデンから獲得した領土は、スウェーデン王国に残った領土よりも大きく、またポーランドからはオーストリア帝国に均しい領土、ヨーロッパ・トルコからはプロシア

(ライン地方を除く)よりも広い領土、アジア・トルコからはドイツ全体ほどの領土、ペルシアからはイギリス全体に均しい領土、中国からはヨーロッパ・トルコとギリシアとイタリアとスペインとを併せた面積に均しい領土を獲得している。過去六〇年間にロシアが取得した全部の領土は、面積と重要性において、それ以前ロシアがヨーロッパに所有していた全帝国に均しい」とある。

ジョージ・ケナンによると、「ロシア人はかれらの権力範囲を拡大せんとする不動不断の傾向をもち、特にその拡張が経済的にも軍事的にも、またロシア全体にとっても、真に明らかに必要とは認められない型の拡張、すなわち拡張のための拡張を勝手な抽象的理由をつけて行い、殊に共産主義国になってからは、かれらが主張する社会的進歩に関する法則に高い地位を与え、それによってかれらの行う領土的拡張を合理化せんと努めている」とある。

帝制時代のロシアが生んだ最大の歴史家クリューチェフスキー教授も、「ロシアの歴史はロシア人によって植民された領土拡張の歴史である。その植民された地域は国家の領土として拡大され、ある時代には衰え、またある時代には興りつつ、過去幾世紀間にわたってこの運動はわれわれの時代までつづいている」とある。

しかし、現在のソ連は「植民」どころではなく、暴力と詐術と偽憲と破約とによって、特に第二次世界大戦を機会にエストニア、ラトビア、リスマニア三国の独立を奪ってソ連領土に編入し(しかしアメリカ政府は今日なお三国の独立を承認)、フィンランドからカレリア地方、ポーランドからその三分の一、ドイツから東プロシア(カントが生まれ、活動し、死んだケーニッヒスベルグにおけるかれの墓は、現在ソ連兵の靴に踏まれつつある)、スエコスロバキアからルテニア、ルーマニアからベサラビアとブコビナ、日本から南樺太と千島をそれぞれ略奪し、更に外蒙古の一部を構成するタンヌーツバ共和国を併呑し、全体として「面積」において二十六万四千平方マイル(ユーゴートス

イスの二国を合わせた領土）、「人口」において二千四百万人の拡張を遂げている。

しかし、スターリンが行ったこれらの略奪的行為は、第二次世界大戦中連合諸国間に結ばれた「領土的その他の拡張を求めず、また関係人民の自由に表明した願望と一致しない領土の変更は行わない」との共同宣言の約束を鉄面皮に破っているのみならず、ポツダム宣言の一部を構成するカイロ宣言によって、ソ連は、「自国のためにはなんらの利得をも欲求せず、またなんら領土的拡張の考えもない」との確約をも破ったものである。

毛沢東の領土認識

一九六四年七月十日、毛沢東は日本の訪問客からソ連による「千島列島」の不法占領に対する見解を求められたところ、――

「ソ連の占領している領土はあまりにも多すぎる。ソ連はヤルタ協定によって外蒙古の独立を確保するとの口実の下に、事実上、外蒙古をその支配下においている。外蒙古は千島よりもはるかに大きな面積をもっている。

一九五四年、フルシチョフとブルガーニンが中国訪問をした際、中国側から外蒙古の問題を持ち出したが、かれは会談を拒否した。ソ連はルーマニアの一部を自分のものにするのみならず、東ドイツの一部を切り取って住民を西ドイツに放逐し、またポーランドの一部を切り離してソ連は併合し、その代償としてポーランドに東ドイツの一部を与えた。同様のことをフィンランドにも行っている。ロシア人はかれらにできるあらゆるものを奪っている。あるソ連

人は新疆地域と黒竜江の北部地域とはソ連に編入されなければならないと言明している。しかし、バイカル湖以東の土地がソ連の領土になったのは約百年この方のことにすぎないのであって、ウラジオストック（開港は一八六〇年七月二十日）、ハバロフスク、カムチャツカその他の地域がソ連の領土になったのはそれ以後のことである。『中国はまだこれらの領土に対する勘定書をソ連に提出していない。しかして『千島問題に対しては中国に関する限り明白であって、ソ連はこれらの島々を日本に返還せねばならない。殊にソ連は二億余万の人口に対し二千二百平方キロの領土をもつが、日本は一億余万の人口に対し僅か三十七万平方キロの領土（ソ連の六〇分の一）しかもっていない。ソ連は他国の領土の割取をやめるべきだ』とのきわめて重大な答弁を行っているのである。日本の訪問客に対する毛沢東のこの結弁を採知したソ連大使は、周恩来首相にその実否をたずねたところ、周首相は昂然として、——
「たしかにそういった。だが真実を語ってなにが悪いか」と逆襲したとのことである。

園田外相訪ソにおいて

ソ連は領土問題に関しては、依然として硬直した姿勢を崩さず、一九七六年二月の第二五回党大会でブレジネフ書記長は、「領土問題に関する日本の主張は、外部（中国を指す）からの直接の教訓に基づく根拠のない不法な要求だ」と非難した。

また昨年六月、朝日新聞社のインタビューに対し、ブレジネフ書記長は、「日ソ両国間の関係に、未解決な領土問

題があるとの解釈は一方的で不正確だ」と答えている。

本年一月八日から十一日までの四日間、園田外相の訪ソはソ連政府の招待による公式なもので、グロムイコ外相との会談は三回行われた。

第一回会談で「平和条約」（領土問題がその中心を構成）の締結に関する問題が取り上げられ、園田外相から、日ソ関係は国交回復以来、種々の分野において順調に発展しているが、両国の関係において真に友好的な基礎を築くがためには、「北方四島の一括返還」を実現して、平和条約を締結することが先決であることを明らかにし、一九七三年、田中首相訪ソの際に合意された「共同声明」に基づき、平和条約締結交渉の開始を強力に要求した。

これに対しグロムイコ外相は、平和条約締結の必要性は認めつつも、平和条約の基礎として領土返還に関する日本の提議は受け入れられないので、より現実的な立場をとることを希望する。ソ連は平和条約の締結交渉の継続には同意するが、それと並行して「善隣協力条約」の交渉をも進めたいとして、その条約案を園田外相に手渡せしめた。

不変不動の日本の主張

しかし、日本政府の立場は北方四島の一括返還による平和条約こそ先決であって、その立場は不変不動なので、善隣協力条約は平和条約締結後に協議に応じることとし、それまでは検討しえないので単に預かっておくとして、日本側の平和条約に関する考え方の骨子を文書にしてソ連側に手渡した。

グイムイコは日本側の文書は預かるが、双方に対立がある以上、検討の対象にはならないとのべたので、園田外相から今後とも平和条約締結交渉を継続するとの合意を確認した。

ついで園田外相はコスイギン首相との会談において、先方から日本側は日ソ関係を「領土問題」で複雑にしているが、グロムイコ外相がのべた立場はソ連の党中央委員会、ソ連政府の見解であって、「日ソ間には領土問題は存在しない。これは望みのない問題である」旨をのべたので、園田外相から、「一九七三年の日ソ共同声明で、第二次世界大戦の時から未解決な問題を解決して平和条約を締結することに合意済みである。ソ連はその後一方的に領土問題は解決済みと主張しているが、日本側としてはあくまでも上記の共同声明での合意に基づき、話し合いをつづけていきたい」旨を明確に声明したのである。

なお、園田外相は田中首相訪ソの際行った「共同コミュニケ」に倣い、「第二次世界大戦のからの未解決の諸問題を解決して平和条約を締結する」ことを、「共同コミュニケ」で行うことを主張したが、ソ連側はこれに応じなかった。ソ連側は善隣協力条約につき討議を行った旨をコミュニケに記載することを主張したが、「これは事実に対し」、日本側としては到底受け入れえないのであった。

結局、コミュニケはその内容につき妥結に至る見通しが立たず、作成されないことになった。

このことは、要するに園田外相訪ソの内容がいかに険しい冷厳なものであったかを、日本の全国民がしみじみと感得することを要求せざるをえない。